

## 知的財産管理技能検定3級厳選過去問題集(2022年度版)をご購入いただいた皆様へ

第43回(2022年11月実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定3級厳選過去問題集(2022年度版)の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第43回	2022年11月6日(日)	2022年5月1日
第44回	2023年3月12日(日)	2022年9月1日
第45回	未定	

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

### 改訂に関連する法律

農林水産省ホームページ

種苗法の一部を改正する法律

(施行:令和4(2022)年4月1日)

URL : <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syubyouhou/>

特許庁ホームページ

弁理士法の改正

(施行:令和4(2022)年4月1日)

URL : <https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/2022/document/2022-42kaisetsu/16.pdf>

※2022年7月13日現在

該当箇所	変更前	変更後
P184 確認問題 学科/問題 問 20 選択肢イ	<b>特許業務</b> 法人は、弁理士の業務を行うことができる。	<b>特弁理士</b> 法人は、弁理士の業務を行うことができる。
P198 確認問題 学科/解答解説 問 20 選択肢イ	<b>特許業務</b> 法人は、弁理士の業務を行うことができます（弁理士法 40 条）。	<b>弁理士</b> 法人は、弁理士の業務を行うことができます（弁理士法 40 条）。
P211 確認問題 実技/解答解説 問 17 問題本文	X社はリンゴの品種Aについて品種登録を受けている。ア～ウを比較して、育成者権に関して、最も <b>適切</b> と考えられるものはどれか。	X社はリンゴの品種Aについて品種登録を受けている。ア～ウを比較して、育成者権に関して、最も <b>不適切</b> と考えられるものはどれか。
P211 確認問題 実技/解答解説 問 17 選択肢ウ	X社から購入した品種Aの収穫物の一部を農家が次の作付けのために使用する場合、X社の許諾を得る必要がある。	X社から購入した品種Aの収穫物の一部を農家が次の作付けのために使用する場合 <b>には、原則として</b> X社の許諾を得る必要がある。
P226 確認問題 実技/解答解説 問 17	正解： <b>ア</b>	正解： <b>イ</b>
P226 確認問題 実技/解答解説 問 17 選択肢ウ	ウ <b>不適切</b> 農家が最初に育成者権者から購入した登録品種の種苗を用いて収穫物を得て、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる場合、育成者権の効力は、その種苗には及びません（種 21 条 2 項）。したがって、農家が次の作付けのために品種 A の収穫物から品種 A の種を保存する場合には、育成者権者である X 社の許諾を得る必要はありません。なお、2022 年 4 月 1 日より、農業者による登録品種の自家増殖にも育成者権の効力が及ぶこととなり、育成者権者の許諾が必要になります。	ウ <b>適切</b> 農家の自家増殖にも育成者権の効力が及ぶこととなり、育成者権者の許諾に基づき行うことになりました。ただし、自家増殖に許諾が必要となるのは国や県の試験場などが年月や費用をかけて開発し登録された登録品種です。現在利用されているほとんどの品種は一般品種（在来種、品種登録されたことがない品種、品種登録期間が切れた品種）であり、これらについては、今後も自由に自家増殖ができます。